

「出入国管理及び難民認定法施行規則及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法施行規則の一部を改正する省令案」の概要

第1 趣旨

出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する法律（令和5年法律第56号。以下「改正法」という。）の一部の施行に伴い、関係省令について所要の規定の整備を行うもの。

第2 改正の概要

改正法による出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）の一部改正により、16歳未満の外国人の在留カード及び特別永住者証明書の有効期間の満了の日を、永住者及び特別永住者については、「16歳の誕生日」から「16歳の誕生日の前日」とし、永住者以外の中長期在留者については、「在留期間の満了の日又は16歳の誕生日のいずれか早い日」から「在留期間の満了の日又は16歳の誕生日の前日のいずれか早い日」とすることに伴い、以下の法務省令の一部を改正する。

1 出入国管理及び難民認定法施行規則の一部改正

出入国管理及び難民認定法施行規則（昭和56年法務省令第54号）第19条の6第6項の規定中「法第19条の4第3項の規定により中長期在留者の写真を表示する在留カードは、有効期間の満了の日を中長期在留者の16歳の誕生日の翌日以降の日として交付するものとする。」を「法第19条の4第3項の規定により中長期在留者の写真を表示する在留カードは、有効期間の満了の日を中長期在留者の16歳の誕生日以降の日として交付するものとする。」に改める。

2 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法施行規則の一部改正

日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法施行規則（平成23年法務省令第44号）第4条第5項の規定中「法第8条第3項の規定により特別永住者の写真を表示する特別永住者証明書は、有効期間の満了の日を特別永住者の16歳の誕生日の翌日以降の日として交付するものとする。」を「法第8条第3項の規定により特別永住者の写真を表示する特別永住者証明書は、有効期間の満了の日を特別永住者の16歳の誕生日以降の日として交付するものとする。」に改める。

第3 根拠法令

1 出入国管理及び難民認定法第19条の4第3項

2 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法第8条第3項

第4 今後の予定

施行日：令和5年11月上旬